

新監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和6年7月4日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 飯 塚 孝 子
 同 深 谷 成 信

監査結果等に基づく措置

令和5年度第3期定期監査及び行政監査結果報告（令和6年3月27日新監査公表第15号）分

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》</p> <p>教育委員会事務局学校支援課では、令和3年度より情報通信技術支援員配置業務を、令和4年度よりGIGAスクール運営支援センター業務を実施しているが、両業務ともWTO対象業務として初年度は一般競争入札で業者選定を行い、令和5年度はそれぞれ95,000,000円及び53,000,000円の金額で一者随意契約を締結していた。</p> <p>地方公共団体が締結する契約は、地方自治法第234条の規定に基づき、一般競争入札によることが原則とされており、随意契約によることができるものは、政令で定める場合に該当するときに限ると規定されている。随意契約により契約を締結しようとするときは、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項に該当する場合でなければならず、WTO対象業務の場合は随意契約の適用範囲がさらに絞られ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）第11条第1項に該当する場合でなければならないと規定されている。</p> <p>同課が作成した両業務の一者随意契約要件調書では、施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の該当法令としているが、特例政令第11条第1項において、施行令の規定により随意契約とすることができるものは、施行令第167条の2第1項第5号、第8号及び第9号に該当する場合に限られ、同項第2号に係る部分は随意契約によることができない。同調書では、両業務の初年度の入札において、情報通信技術支援員配置業務では、参加した2者のうち落札者ではなかった1者の構成企業が現行受託者の再委託先となったことで現状は実質的に1者となったこと、GIGAスクール運営支援センター業務では、参加者が1者のみだったことをそれぞれの一者随意契約の理由の1つとしており、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものという同項第2号に当てはめているように見える。しかし、同項第2号に係る部分については特例政令第11条第1項の規定によって随意契約とする余地がないものである以上、このような試みは意味がなく、これによって本件随意契約が適法となるものではない。</p> <p>さらに付け加えるならば、前述の理由では両業務の2年目以降において、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとした判断には直結しない。なぜなら1年目がどうであれ、2年目以降に両業務を履行できる他者が存在する可能性を排除できるものではないからである。また、同調書は、両業務ともにそれぞれの初年度から契約の仕様に大きな変更がないことも一者随意契約の理由としているが、これも履行可能な業者が現行受託者に限定される実質的な根拠とはなり得ない。以上のことから、両業務は形式的に特例政令第11条第1項に該当していないだけでなく、実質的に見ても一者随意契約が適用されると同課が判断した理由も妥当なものとはいえない。同課の判断手法については、抜本的な改善が求められるところである。</p> <p>一者随意契約は、運用次第では相手方の選定が恣意的に行われるだけでなく、相手方が固定化するなどの可能性もあるため、真に競争性のない一者随意契約によらざるを得ない場合に該当するか否か、慎重に検討しなければならない。この度、内外無差別を原則とするWTO対象業務としているにもかかわらず、適切ではない理由により、安易に一者随意契約が行われたことは、他者の参入の機会が失われただけでなく、本来競争入札により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われた可能性も否定できず、また調書に示された実質的判断の誤りに鑑みると、競争性の確保の重要性に対する同課の認識が欠如していたといわざるを得ない。今後、このような事態を生じさせないためにも、業務内容や規模に合った適切な業者選定を行うとともに、契約事務の重要性に対する職員の意識の向上を図るよう強く求めるものである。</p>	<p>教育委員会事務局 学校支援課</p>	<p>指摘事項についての応急的な対応として下記の2事項を実施。</p> <p>① 監査講評を受け、課内会議（令和6年3月22日）にて、係長以上の職員へ指摘事項を周知するとともに、原因究明を行った。</p> <p>② 新年度（令和6年度）へ適切に引き継がれるよう、年度開始前（令和6年3月29日）に新年度の課長、課長補佐、指導主事、庶務担当職員へ情報共有を行い、法令順守の指導を行った。</p> <p>（令和6年3月）</p>	<p>再発防止措置として原因で挙げられた事項それぞれに下記の事項を実施する。</p> <p>① 指摘のあった両業務について、令和6年度より速やかに改善を図るべく、契約準備行為に要する必要最低限の期間（4～7月）を除き、プロポーザル方式など一者随意契約ではない契約方式を決定したほか、令和7年度以降を見据えた業務実施の在り方（両業務の一体化の是非、特定役務の適用の是非、長期継続契約や債務負担行為の活用等の是非など）を改めて検討する。</p> <p>② 当課全ての職員を対象として、コンプライアンスや予算の執行に関する研修と合わせ、契約規則及び随意契約ガイドラインを用いた研修を行うこととしたほか、業務の実務担当者という個々の職員のみならず、課として知識、ノウハウが蓄積できるよう課内会議を通じて情報共有を図る。</p> <p>（令和6年4月～令和6年7月）</p>
<p>【合規性】</p>	<p>【制度所管課】 財務部 契約課</p>	<p>学校支援課への聞き取りを行い、適正な一者随意契約の運用を徹底するよう指導した。</p> <p>（令和6年5月15日）</p>	<p>新任課長補佐研修（契約講座）で不適切な取扱いの事例として取り上げ、注意喚起を行った。また、今後全職員を対象に提供する契約事務研修資料においても同様に本件を取り上げ、WTO対象業務における随意契約の根拠法令や一者随契約の適正な運用について周知するほか、「業務委託契約の総括に関する事項」を分掌する契約課として、業務委託での一者随意契約の適用に係る相談に対し総合的な聴き取りを行い、所管課における適正な判断を促すよう対応する。</p> <p>（令和6年5月14日）</p>

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》 教育委員会事務局中央図書館では、自動化書庫保守点検業務委託について、令和4年度の業務履行後、令和5年4月11日に業者より請求書を受領したものの、それを紛失し、令和5年6月7日に業者から連絡があるまで紛失に気付かず、その後に請求書を再発行してもらい、令和5年7月20日に1,305,143円を過年度支出として支払っていた。</p> <p>これは、事業担当者と支払担当者の情報共有が十分でなかったことにより、支払担当者が当該支出を把握していなかっただけでなく、同館の出納整理期間における令和4年度未執行予算の確認が不十分であったことによるものであった。</p> <p>地方公共団体における支払遅延の防止については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が準用されることから、同法第6条の規定に基づき、業務履行後に業者から請求があった場合には、30日以内に支払わなければならない。また、地方自治法では、会計年度独立の原則が定められており、各会計年度において支出すべき経費は、その年度の出納閉鎖日までに支払わなければならない。この度、業者には何ら非がないにもかかわらず、支払が遅延したことは、業者からの信頼を損なうことになり、また、支払が出納閉鎖日を過ぎてしまったことは、本市の決算にも影響を与える結果となった。今後、二度とこのような事態を生じさせないためにも、同館は支払事務の重要性を担当者だけでなく組織全体としてあらためて認識すべきであり、定期的な支払状況の確認や出納整理期間中の最終確認を確実に実施し、適切な支払事務を執行することにより、失った信頼を回復することを強く求めるものである。</p> <p>【合規性】</p>	<p>教育委員会事務局 中央図書館</p> <p>指摘事項についての対応として下記の事項を実施。 ・未払い発覚後、財務課及び会計課と支払いについて協議し、手続きのうえ7月20日に支払い完了。 ・当課職員に対し、適切な支払事務の執行を指導するとともに、事務の流れを再確認し、原因究明を行った。</p> <p>(令和5年6月22日～令和5年7月20日)</p>	<p>再発防止措置として下記の事項を実施した。 ①事業一覧を随時更新するとともに、支払い事務の流れを見直し、事業担当者、支払い業務担当者双方のチェック機能が確実に働くよう改善を図った。 ②関係するマニュアルについても修正し、内部にも周知徹底を行った。</p> <p>(令和5年7月12日～令和6年5月31日)</p>	
<p>【制度所管課】 会計課</p>	<p>・中央図書館より過年度支出が発生する旨の報告があったため、迅速な支払処理を促し、令和5年7月20日に支払いを行った。</p> <p>(～令和5年7月20日)</p>	<p>・会計事務に関する情報誌「会計通信」を発行し、会計事務について情報提供及び注意喚起等を行った。 令和5年11月17日 支払遅延防止について 令和6年5月16日 出納整理期間と過年度支出について ・令和6年4月9日開催の新任課長研修及び令和6年4月15日開催の新任係長研修において、納品書・請求書保管場所の共有、支払遅延や過年度支出が起こらないような管理体制を組織として対応するよう依頼した。 ・令和5年度分の支払漏れが生じないよう、出納整理期間内に職員ポータル掲示板において3回掲載し注意喚起を行った。</p> <p>(～令和6年5月16日)</p>	
<p>《指摘事項》 中央区役所建設課では、学校町通二番町地内道路敷地の借用契約を毎年度締結しており、当該契約書には、年度末の賃貸借期間満了後、賃料を速やかに貸主に支払うことが規定されているが、令和4年度分賃料488,728円を、長期間にわたり遅延したうえで令和5年11月9日に過年度支出として支払っていた。その理由は、担当者が支払処理を失念していたためであり、令和5年6月に未払が判明したが、令和4年度から契約の相手方が変更となったことにより、支払先の変更手続も必要と担当者が錯誤し、未払判明後直ちに支払処理をしなかったため、さらに支払が遅延した。</p> <p>これは、令和4年度から5年度の間3度にわたり担当者が変更となり、その都度引継ぎが不十分だったことのほか、出納整理期間中に令和4年度未執行予算の確認を怠ったことなど、組織としてのチェック体制が不十分だったことによるものである。</p> <p>地方公共団体における支出については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が準用され公正な契約を誠実に履行することなどとした同法の趣旨に鑑みれば、賃貸借期間満了から約7か月経過後に支払ったことは、速やかだったとはいえない。また、地方自治法では、会計年度独立の原則が定められており、各会計年度において支出すべき経費は、その年度の出納閉鎖日までに支払わなければならない。この度、相手方には何ら非がないにもかかわらず、支払が長期間にわたり遅延したことは、相手方からの信頼を損なうことになり、また、支払が出納閉鎖日を過ぎてしまったことは、本市の決算にも影響を与える結果となった。今後、二度とこのような事態を生じさせないためにも、同課は支払事務の重要性を、担当者だけでなく組織全体であらためて認識すべきであり、定期的な支払状況の確認や出納整理期間中の最終確認を確実に実施し、適切な支払事務を執行することにより、失った信頼を回復することを強く求めるものである。</p> <p>【合規性】</p>	<p>中央区役所 建設課</p> <p>対応として下記の2事項を実施。 ①本件発覚後すぐに貸主へ連絡。支払いが遅れていることを謝罪し、再発防止に努めるとともに直ちに支払処理を開始した旨伝えた。 ②当課職員に対し、適正な支払事務について財務関係法令を順守するよう指導するとともに、財務課及び会計課と協議のうえ、直ちに過年度支出(11月9日払い)を行った。</p> <p>(令和5年6月13日～令和5年11月9日)</p>	<p>再発防止措置として原因で挙げられた事項それぞれに下記の事項を実施。 ①業務の引き継ぎが不十分とならないよう契約書など財産管理業務関係書類の整理整頓を行い、担当者以外も資料の確認ができる文書保管環境を整える。 ②支払漏れ等を防止するため、契約期間や支払日などの情報を網羅し業務の進捗をチェックできる契約財産一覧を作成し、これを管理職含めた複数人で随時チェックする。</p> <p>(令和5年6月30日)</p>	
<p>【制度所管課】 会計課</p>	<p>・中央区建設課より過年度支出が発生する旨の報告があり、過年度支出の合議完了後、引き続き迅速に対応するよう指示した。</p> <p>(～令和5年6月30日)</p>	<p>・過年度支出の合議完了後、当該案件についての支払予定日を聴取し、支払いが完了するまで審査担当において管理する。 ・会計事務に関する情報誌「会計通信」を発行し、会計事務について情報提供及び注意喚起等を行った。 令和5年11月17日 支払遅延防止について 令和6年5月16日 出納整理期間と過年度支出について ・令和6年4月9日開催の新任課長研修及び令和6年4月15日開催の新任係長研修において、納品書・請求書保管場所の共有、支払遅延や過年度支出が起こらないような管理体制を組織として対応するよう依頼した。 ・令和5年度分の支払漏れが生じないよう、出納整理期間内に職員ポータル掲示板において3回掲載し注意喚起を行った。</p> <p>(～令和6年5月16日)</p>	

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》</p> <p>中央区役所建設課では、定例的に実施している業務について、毎年度4月1日付で業務委託等の契約を締結し、履行確認後、受託者からの請求に基づき、委託料等を支払っているが、令和5年度街路樹植栽帯除草清掃業務委託契約ほか32件について、契約書の作成が遅延したことにより、令和5年4月分及び5月分の委託料等計13,774,556円を同年8月に支払っていた。</p> <p>契約事務担当者は事務処理が遅れていることを承知していたが、契約事務に不慣れであったこと、また令和4年度分除雪費の支払や令和5年度分工事の入札など、他の用務を優先したことにより、令和5年4月1日付で締結すべき契約を同年6月に事務処理したうえで、同年7月に請求書を受領し、同年8月に支払っていた。その間、上記契約の受託者から書面による契約の締結遅延について何度か問い合わせがあったが、組織としての対応はなされなかった。</p> <p>受託者はいずれも、前年度から継続して業務を履行していたが、同課の契約事務が遅延したこと、書面で契約を締結するまでの間は、適正に業務を履行しても業務委託料等の請求書を提出することができず、履行した業務の正当な対価を受け取ることができない状況であった。</p> <p>地方公共団体における支払遅延の防止については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が準用されることから、同法第6条の規定に基づき、相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払わなければならないとされており、本件は形式的には請求書の提出から30日以内に支払われていた。しかし、これは同課による契約書の作成が遅延したことに伴い、遅れて提出された請求書を受領してから30日以内に支払ったという経過であった。これによって形式上は同法第6条違反がないとしても、以上全体の経緯を、提供を受けた業務の対価を適時に支払うべきだという同法の趣旨に照らして評価すれば、本件は実質的に支払遅延だったといえる。しかも、契約書の取り交わしを延々と遅らせて受託業者の地位を不確定のままに推移させた経緯は、単純な支払遅延よりも一層悪質といえる。受託者には何ら非がないにもかかわらず、適正な処理が遅延したことは、受託者に不安や資金繰り上の危険をもたらすという重大な負の影響を与えただけでなく、市政に対する信頼を大きく損なうことになったといわざるを得ない。同課においては、支払遅延は相手方に重大な影響を与えるおそれがあること、本市が発注した業務の円滑かつ確実な履行を阻害するおそれがあることなど、支払事務の重要性を担当者だけでなく、組織全体であらためて認識したうえで、より一層支払事務に対する職員の意識向上を図り、組織として適正な事務が執行される体制を構築するよう強く求めるものである。</p> <p>【合規性】</p>	<p>中央区役所建設課</p>	<p>当課職員に対し、適正な支払事務について財務関係法令を順守するよう指導するとともに、事務の遅れや失念については速やかに上司へ報告を行うよう指導を行った。</p> <p>(令和5年9月11日)</p>	<p>再発防止措置として原因で挙げられた事項それぞれに下記の事項を実施。</p> <p>①未払いが発生しないよう請求書の保管ボックスを課内に設置し、課員の誰もが確認できるようにした。</p> <p>②課員が共有できる支出管理表を作成し、支払い事務担当者以外の職員も事務を行える体制とした。また、当該管理表による進捗確認を随時行うこととした。</p> <p>(令和5年9月29日)</p>
<p>《意見》</p> <p>中央区役所建設課では、前述のとおり指摘事項として整理した過年度支出(7(1)ウ)や支払遅延(7(1)エ)が検出されたところである。指摘事項が複数項目に整理されていることだけでも大きな問題であるが、過年度支出については翌年度11月に支払っていること、支払遅延については件数が33件に及んでいることから、これだけでも猛省が求められるといわざるを得ない。</p> <p>加えて、収入事務では道路占用料等の督促状の未発行や発行遅延、財産管理事務では行政財産使用許可の遅延など、それぞれが重大とはいえないまでも、将来的には重大な影響を及ぼすおそれがある事務処理の誤りが多数検出された。</p> <p>これらの原因は、組織として財務事務に対する重要性の認識が欠如していたことにあり、指摘事項として整理した事案については、内部統制における運用上の不備があったとして、重点統制事務に追加され、組織として再発防止策が講じられた。当然の対応といえ、こうした再発防止策が実効性を発揮するよう努力が求められるところである。</p> <p>しかし、同課の状況を見ると、業務量や職員数に関する抜本的な問題にも目を向ける必要性が感じられる。この点に関し、東区役所や西区役所の建設課との業務量を比較してみると、例えば中央区役所建設課が取り扱った令和5年度道路占用許可申請件数は3倍以上、令和5年度工事件数は2倍近くであり、そのうえ道路占用許可申請は年間の半数を超える件数が年度初めに集中するが、財務事務を担当する管理係の正職員数は、令和5年度当初の時点で中央区役所8人、東区役所6人、西区役所5人であった。加えて、中央区役所建設課では令和4年度から職員の育児休業や療養休暇の取得などにより、年度途中に度重なる担当者の変更があり、令和5年度には人事異動や退職により、業務内容に精通している職員が不在となるなど、慢性的に業務が繁忙である状況が見受けられた。</p> <p>このような同課の状況と上記に摘示した事態の深刻さに鑑みれば、指摘事項として整理した事案について、内部統制の重点統制事務に追加し、あるいは所属職員の努力を促すだけで根本的な問題解決が実現するのか、重大な懸念が残る。昨今の働き方改革の時勢にあつて、個々の職員に負担増を伴う努力を促すだけで問題の解決を図ろうとする方向性は正しいとはいえない。職員の不足や事務の遅滞が想定されるときは、適正な人員の配置を機動的に行うことや、DXを推進することによる事務の効率化といった長期的視野における対策を進めることなど、市長部局全体で危機に対処しようとする姿勢が必要であり、同課の置かれた状況を看過することなく、適正な事務の執行が継続されるよう適切に改善した上で、真に実効性のある内部統制が機能する体制を早急に整備することを強く求めるものである。</p>	<p>【制度所管課】 会計課</p>	<p>・新年度の契約に基づく4・5月分の支払いについて、契約事務が遅れたことにより、まとめて8月に集中的に支払処理がされていることを発見し、他にもないかよく点検し、迅速に対応するよう指示した。</p> <p>(～令和5年7月31日)</p>	<p>・中央区建設課に対して、まとめて集中的に支払いをしている場合や支払いが遅くなっている案件が発見された場合に、その都度迅速な支払処理を実施するよう指導した。</p> <p>・会計課、課長補佐より、中央区建設課に事務の処理方法等の改善について指導した。</p> <p>・会計課長より、中央区建設課長及び副区長に対し、課内の事務処理体制の見直しについて指導し、休職者がいるため難しいところはあるが、努力をする旨の回答を得た。</p> <p>・会計事務に関する情報誌「会計通信」を発行し、会計事務について情報提供及び注意喚起等を行った。</p> <p>令和5年11月17日 支払遅延防止について 令和6年5月16日 出納整理期間と過年度支出について</p> <p>・令和6年4月9日開催の新任課長研修及び令和6年4月15日開催の新任係長研修において、納品書・請求書保管場所の共有、支払遅延や過年度支出が起こらないような管理体制を組織として対応するよう依頼した。</p> <p>・令和5年度分の支払漏れが生じないよう、出納整理期間内に職員ポータル掲示板において3回掲載し注意喚起を行った。</p> <p>(～令和6年5月16日)</p>
	<p>【制度所管課】 総務部 行政経営課</p>		<p>内部統制は「公金の横領」や「不適切な補助金支出」など、行政の組織目的達成を阻害するさまざまな要因を「リスク」として事前に洗い出し、その影響度などを評価し、対応策を講じていく制度である。組織としてリスクがあることを前提に取り組みすることで、事務の適正な執行の確保を目的としている。</p> <p>今回指摘を受けた、過年度支出が11月になっていること、支払い遅延が33件に及んでいること、道路占用料等の督促の未発行や遅延、行政財産の使用許可の遅延については、未処理や遅れの発見がなぜできなかったのか、時期の集中に伴う業務量のリスクをどのように捉えていたのかなど、事前のリスクの洗い出しとそれにどう対応するのかという点で、必要な検討・整備が十分に行われていたのかが課題であると捉えている。</p> <p>このことを受け、今後は所管の部区において事前にリスクを洗い出し、それにどう対応するのか組織として予め整備することを徹底させ、内部統制が実効的に機能するよう庁内へ働きかけを行っていく。また、市全体としては新潟市総合計画2030において持続可能な行財政運営に取り組んでおり、引き続き人員や予算などの経営資源の適正配分に向け、事業のあり方・やり方の見直し、簡素で効率的な組織体制の構築、職員配置の選択と集中の強化による適正配置を進めていくこととしている。</p> <p>(令和6年4月～)</p>